

令和8年度乳幼児との触れ合い体験実施業務委託に係る質問・回答

	質問内容	回答
1	本事業は単年度の事業か。次年度以降も実施するのか。	本事業は単年度の事業です。 委託期間は契約の日から令和9年3月5日（金）までとします。
2	本事業で作成・取得した成果物及び写真データ等について、受託者による活用は可能か。	受託者による成果物等の活用を一律に禁じるものではありませんが、活用される場合は、その内容を事前に県と協議をするものとします。